

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対照表

旧	新	備考
第1編 共通編 第1章 総 則 第1節 総 則 1－1－2 用語の定義 22.連絡 連絡とは、監督職員と受注者または現場代理人の間で、契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。 なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。	第1編 共通編 第2章 総 則 第1節 総 則 1－1－2 用語の定義 22.連絡 連絡とは、監督職員と受注者または現場代理人の間で、契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。 なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。 1－1－4 ワンデーレスポンス 1.ワンデーレスポンス 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」に努める。 ワンデーレスポンスとは、受注者からの質問・協議等に対して、1日あるいは適切な期限までに回答することをいう。	フォント整合 追加

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対照表

旧	新	備考
1-1-4 施工計画書	1-1-5 施工計画書	番号修正
1-1-5 コリنز(CORINS)への登録	1-1-6 コリنز(CORINS)への登録	番号修正
1-1-6 監督職員	1-1-7 監督職員	番号修正
1-1-7 工事用地等の使用	1-1-8 工事用地等の使用	番号修正
1-1-8 工事の着手	1-1-9 工事の着手	番号修正
1-1-9 工事の下請負	1-1-10 工事の下請負	番号修正
1-1-10 施工体制台帳	1-1-11 施工体制台帳	番号修正
1-1-11 受発注者間の情報共有	1-1-12 受発注者間の情報共有	番号修正
1-1-12 受注者相互の協力	1-1-13 受注者相互の協力	番号修正
1-1-13 調査・試験に対する協力	1-1-14 調査・試験に対する協力	番号修正
6.NETIS 受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用することにより、活用することが有用と思われる NETIS 登録技術が明らかになった場合は、 監督職員 に報告するものとする。受注者は、「公共工事等における新技術活用システム」に基づき NETIS に登録されている技術を活用して工事施工する場合には、以下の各号に掲げる措置をしなければならない。	6.NETIS 受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）に登録されている技術を活用して工事施工する場合には、以下の各号に掲げる措置をしなければならない。 受注者は、「公共工事等における新技術活用の促進について」（令和 5 年 3 月 28 日、国官総第 250 号、国官技第 403 号）、「「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について」（令和 5 年 3 月 28 日、国官総第 249 号、国官技第 395 号、国営施第 34 号、国総公第 288 号）による必要な措置をとるものとする。	内容修正

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対照表

旧	新	備考
(1) 受注者は、発注者指定型により NETIS 登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は、当該施工が完了次第、活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。 (2) 受注者は、施工者選定型により NETIS 登録技術を活用した施工を行う場合、新技術活用計画書を発注者に提出しなければならない。また、当該施工が完了次第、活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。 1-1-14 工事の一時中止 1.一般事項 発注者は、契約書第 20 条の規定に基づき以下の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。 なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、1-1-43臨機の措置により、受注者	(1) 受注者は、発注者指定型により NETIS 登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は、当該施工が完了次第、活用効果調査表を新技術情報提供システム（以下システムという）にて入力・登録しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の入力・登録を要しない。 (2) 受注者は、施工者選定型により NETIS 登録技術を活用した施工を行う場合、新技術活用計画書を作成し、施工計画書と共に提出しなければならない。また、当該施工が完了次第、活用効果調査表をシステムにて入力・登録しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の入力・登録を要しない。 1-1-15 工事の一時中止 1.一般事項 発注者は、契約書第 20 条の規定に基づき以下の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。 なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、1-1-44臨機の措置により、受注者	内容修正 内容修正 番号修正 番号修正

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対照表

旧	新	備考
は、適切に対応しなければならない。 1-1-15 設計図書の変更 1-1-16 工期変更 1-1-17 支給材料及び貸与品 1-1-18 工事現場発生品 1-1-19 建設副産物 4.再生資源利用計画 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。 5.再生資源利用促進計画 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して	は、適切に対応しなければならない。 1-1-16 設計図書の変更 1-1-17 工期変更 1-1-18 支給材料及び貸与品 1-1-19 工事現場発生品 1-1-20 建設副産物 4.再生資源利用計画 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出なければならない。また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。 5.受領書の交付 受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。 6.再生資源利用促進計画 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して	番号修正 番号修正 番号修正 番号修正 番号修正 内容修正 追記 番号修正

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対照表

旧	新	備考
監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。	監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。 7.再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等 受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。 また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。 8.建設発生土の運搬を行う者に対する通知 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「6.再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と「7.再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。 9.建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再	内容修正 追記 追記 追記

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対照表

旧	新	備考
6.実施書の提出 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。<u>また、受注者はその記録を工事完成後1年間保存しなければならない。</u> 7. 建設副産物情報交換システム 受注者は、<u>コンクリート殻、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設発生汚泥または建設混合廃棄物、建設発生土を搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。</u> <u>なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとし、これによりがたい場合には、監督職員と協議しなければならない。</u>	生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。 10.実施書の提出 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。また、受注者はその記録を工事完成後1年間保存しなければならない。 11. 建設副産物情報交換システム 受注者は、コンクリート殻、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設発生汚泥または建設混合廃棄物、建設発生土を搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。 なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとし、これによりがたい場合には、監督職員と協議しなければならない。 12. 建設発生土情報交換システム 受注者は、建設発生土を搬入または搬出する場合で、工事の実施に当たって土量、土質、土工期等の登録されている情報に変更があった場合、監督職員が通知する「登録工事番号」を用いて、速やかに当該システムのデータ更新を行うものとする。	番号修正、下線削除 番号修正、下線削除 追記

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対照表

旧	新	備考
<u>8. 一時保管</u> 受注者は、建設発生土、建設発生木材、泥土等の一時保管を行う場合は、飛散、流出、地下浸透、悪臭発散防止の処置、周囲に囲いを設け他の廃棄物が混入しない処置、保管場所であることの表示（目的、種類、期間、責任者の明示または保管場所である旨・種類・期間・責任者の明示、連絡先、最大積み上げ高さ、保管可能量）、車両出入り口は施錠するなどして第三者の出入り防止処置、周囲の環境に配慮した管理等を行わなければならない（但し、事業場から運搬されるまでの保管を除く）。 —なお、看板表示内容に変更が生じた場合は、監督職員の指示に基づき訂正する。	なお、これによりがたい場合には、監督職員と協議するものとする。	削除
<u>9. 産業廃棄物の保管施設ガイドライン</u> 建設副産物（産業廃棄物）を現地で再生資源化または再生資源化施設、最終処分場等へ搬出するまでの保管については、「廃棄物処理法」の規定に基づく保管基準のほか、北海道の「産業廃棄物の保管施設ガイドライン」（平成13年4月改正）による。		削除
<u>10. 建設副産物適正処理推進要綱</u> 受注者は、その他、特に定めのない事項や疑義については、「建設副産物適正処理推進要綱」によるものとし、監督職員と十分打合せを行い実施しなければならない。		削除

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対照表

旧	新	備考
11. 北海道循環資源利用促進税 建設副産物で最終処分場へ搬入する産業廃棄物については、 「北海道循環資源利用促進税」が課税されるので、適正に処理 する。 12. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年 法律第 104 号）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再 資源化等の実施を行う工事と設計図書において明示された場 合、以下によらなければならない。 （1）受注者は、工事着手前に「建設リサイクル法」第 11 条の 通知に係る別表イ、ロ様式「再生資源利用（促進）計画書」 を監督職員に提出しなければならない。 この別表イ、ロ様式「再生資源利用（促進）計画書」は、 建設副産物に係る情報交換システムを活用し作成しなけれ ばならない。提出は PDF 形式のデータあるいは印刷物とす る。 （2）受注者は、施工計画作成時、工事完了及び登録情報の変 更が生じた場合は速やかに建設副産物に係る情報交換シス テムにデータの入力を行い PDF 形式のデータあるいは印 刷物を提出しなければならない。 （3）受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完 了したときは、建設リサイクル法第 18 条に基づき、以下 の事項を書面に記載し、監督職員に報告しなければならな		削除 削除 削除

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対照表

旧	新	備考
い。 —— なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式1〔再生資源利用計画書（実施書）〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書（実施書）〕を兼ねなければならない。 ・再資源化等が完了した年月日 ・再資源化等をした施設の名称及び所在地 ・再資源化等に要した費用 ——（4）受注者は、工事発注後明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。 1-1-20 工事完成図 1-1-21 工事完成検査 1-1-22 既済部分検査等 1-1-23 部分使用 1-1-24 施工管理 9. 品質記録台帳 受注者は、工事に使用した建設資材の品質記録について北海道開発局が定める「建設材料の品質記録保存要領」（工事仕様書付表 4-1134）に基づいて品質記録台帳を作成しなければならない。 10. 工事情報共有化 受注者は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・	1-1-21 工事完成図 1-1-22 工事完成検査 1-1-23 既済部分検査等 1-1-24 部分使用 1-1-25 施工管理 9. 品質記録台帳 受注者は、工事に使用した建設資材の品質記録について北海道開発局が定める「建設材料の品質記録保存要領」（工事仕様書付表 4-113）に基づいて品質記録台帳を作成しなければならない。 10. 工事情報共有化 受注者は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・	番号修正 番号修正 番号修正 番号修正 番号修正 番号修正 番号修正

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対照表

旧	新	備考
共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。 また、情報を交換・共有するにあたっては、工事情報共有システム（ASP）を活用することとし、最新版の「土木工事の情報共有システム活用ガイドライン」に基づくこととする。 なお、工事で使用する情報共有システムは、最新版の「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」を満たすものとし、システムのサービス提供者との契約は受注者が行うものとする。 11. 不具合等発生時の措置 受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に報告しなければならない。 1－1－25 履行報告 1－1－26 週休二日の対応 受注者は、週休二日に取り組み、その実施内容を監督職員に報告しなければならない。 なお、週休二日は、月単位で4週8休以上の現場閉所または、技術者及び技能労働者が交代しながら4週8休以上の休日を確保し実施に努めなければならない。	共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。 また、情報を交換・共有するにあたっては、工事情報共有システム（ASP）を活用することとし、最新版の「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」に基づくこととする。 なお、工事で使用する情報共有システムは、最新版の「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」を満たすものとし、システムのサービス提供者との契約は受注者が行うものとする。 11. 不具合等発生時の措置 受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。 1－1－26 履行報告 1－1－27 週休二日の対応 受注者は、週休二日に取り組み、その実施内容を監督職員に報告しなければならない。 なお、週休二日は、土日を休日とする4週8休以上の現場閉所または、技術者及び技能労働者が交替しながら月単位で4週8休以上の休日を確保するものであり、その実施に努めなければならない。	内容修正 内容修正 番号修正 番号修正 内容修正

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対照表

旧	新	備考
1-1-27 工事関係者に対する措置請求 1-1-28 工事中の安全確保 1.安全指針等の遵守 受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和4年2月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。 1-1-29 爆発及び火災の防止 1-1-30 後片付け 1-1-31 事故報告書 1-1-32 環境対策 1-1-33 文化財の保護 1-1-34 交通安全管理 5.交通安全法令の遵守 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に	1-1-28 工事関係者に対する措置請求 1-1-29 工事中の安全確保 1.安全指針等の遵守 受注者は、最新の土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和4年2月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。 1-1-30 爆発及び火災の防止 1-1-31 後片付け 1-1-32 事故報告書 1-1-33 環境対策 1-1-34 文化財の保護 1-1-35 交通安全管理 5.交通安全法令の遵守 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に	番号修正 番号修正 内容修正 番号修正 番号修正 番号修正 番号修正 番号修正 番号修正

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対照表

旧	新	備考
関する命令（令和 3 年 9 月改正 内閣府・国土交通省令第 4 号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和 37 年 8 月 30 日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成 18 年 3 月 31 日 国道利 37 号・国道国防第 205 号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長 国道・防災課長通知 平成 18 年 3 月 31 日 国道利第 38 号・国道国防第 206 号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和 47 年 2 月）に基づき、安全対策を講じなければならない。 14.通行許可等 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和 3 年 7 月改正 政令第 198 号）第 3 条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第 47 条の 2 に基づく通行許可、または道路法第 47 条の 10 に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和 4 年 1 月改正 政令第 16 号）第 22 条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するとき、道路交通法（令和 4 年 4 月改正 法律第 32 号）第 57 条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。 1－1－35 施設管理 1－1－36 諸法令の遵守 1.諸法令の遵守	関する命令（令和 5 年 3 月改正 内閣府・国土交通省令第 1 号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和 37 年 8 月 30 日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成 18 年 3 月 31 日 国道利 37 号・国道国防第 205 号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長 国道・防災課長通知 平成 18 年 3 月 31 日 国道利第 38 号・国道国防第 206 号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和 47 年 2 月）に基づき、安全対策を講じなければならない。 14.通行許可等 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和 3 年 7 月改正 政令第 198 号）第 3 条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第 47 条の 2 に基づく通行許可、または道路法第 47 条の 10 に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和 5 年 3 月改正 政令第 54 号）第 22 条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するとき、道路交通法（令和 5 年 5 月改正 法律第 19 号）第 57 条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。 1－1－36 施設管理 1－1－37 諸法令の遵守 1.諸法令の遵守	内容修正 内容修正 番号修正 番号修正

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対照表

旧	新	備考
(10) 健康保険法 (令和 3 年 6 月改正 法律第 66 号)	(10) 健康保険法 (令和 5 年 5 月改正 法律第 31 号)	内容修正
(13) 出入国管理及び難民認定法 (令和 3 年 6 月改正 法律第 69 号)	(13) 出入国管理及び難民認定法 (令和 4 年 12 月改正 法律第 97 号)	
(15) 道路交通法 (令和 4 年 4 月改正 法律第 32 号)	(15) 道路交通法 (令和 5 年 5 月改正 法律第 19 号)	
(16) 道路運送法 (令和 2 年 3 月改正 法律第 5 号)	(16) 道路運送法 (令和 5 年 4 月改正 法律第 18 号)	
(22) 港湾法 (令和 4 年 3 月改正 法律第 7 号)	(22) 港湾法 (令和 4 年 11 月改正 法律第 87 号)	
(40) 電気事業法 (令和 4 年 6 月改正 法律第 74 号)	(40) 電気事業法 (令和 5 年 6 月改正 法律第 44 号)	
(41) 消防法 (令和 3 年 5 月改正 法律第 36 号)	(41) 消防法 (令和 5 年 6 月改正 法律第 58 号)	
(43) 建築基準法 (令和 4 年 5 月改正 法律第 55 号)	(43) 建築基準法 (令和 5 年 6 月改正 法律第 58 号)	
(63) 厚生年金保険法 (令和 3 年 6 月改正 法律第 66 号)	(63) 厚生年金保険法 (令和 5 年 3 月改正 法律第 3 号)	
(68) 所得税法 (令和 4 年 6 月改正 法律第 71 号)	(68) 所得税法 (令和 5 年 6 月改正 法律第 44 号)	
(70) 船員保険法 (令和 3 年 6 月改正 法律第 66 号)	(70) 船員保険法 (令和 5 年 5 月改正 法律第 31 号)	
(72) 電波法 (令和 4 年 6 月改正 法律第 70 号)	(72) 電波法 (令和 4 年 12 月改正 法律第 93 号)	
(75) 農薬取締法 (令和元年 12 月改正 法律第 62 号)	(75) 農薬取締法 (令和 5 年 5 月改正 法律第 36 号)	
(76) 毒物及び劇物取締法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 66 号)	(76) 毒物及び劇物取締法 (令和 5 年 5 月改正 法律第 36 号)	
(80) 個人情報保護に関する法律 (令和 4 年 5 月改正 法律第 54 号)	(80) 個人情報保護に関する法律 (令和 5 年 11 月改正 法律第 79 号)	
(81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (令和 2 年 6 月改正 法律第 42 号)	(81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (令和 5 年 6 月改正 法律第 58 号)	
(82) 電気用品安全法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号)	(82) 電気用品安全法 (令和 4 年 6 月改正 法律第 74 号)	
(83) 電気工事士法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号)	(83) 電気工事士法 (令和 4 年 6 月改正 法律第 74 号)	
(84) 有線電気通信法 (平成 27 年 5 月改正 法律第 26 号)	(84) 有線電気通信法 (令和 4 年 6 月改正 法律第 68 号)	
(85) 電気通信事業法 (令和 2 年 5 月改正 法律第 30 号)	(85) 電気通信事業法 (令和 5 年 6 月改正 法律第 53 号)	

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対照表

旧	新	備考
(86) 放送法 (令和元年 6 月改正 法律第 23 号) 1-1-37 官公庁等への手続等 1-1-38 施工時期及び施工時間の変更 1-1-39 工事測量 1-1-40 不可抗力による損害 1-1-41 特許権等 1-1-42 保険の付保及び事故の補償 1-1-43 臨機の措置 1-1-44 石綿使用の有無 1-1-45 主任技術者または監理技術者の変更 開発局独自 1-1-46 建設業退職金共済制度の普及について 開発局独自	(86) 放送法 (令和 5 年 6 月改正 法律第 40 号) 1-1-38 官公庁等への手続等 1-1-39 施工時期及び施工時間の変更 1-1-40 工事測量 1-1-41 不可抗力による損害 1-1-42 特許権等 1-1-43 保険の付保及び事故の補償 1-1-44 臨機の措置 1-1-45 石綿使用の有無 1-1-46 主任技術者または監理技術者の変更 1-1-47 建設業退職金共済制度の普及について 開発局独自	内容修正 番号修正 番号修正 番号修正 番号修正 番号修正 番号修正 番号修正 番号修正 番号修正

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対照表

旧	新	備考																
第2編 器具及び材料編 第1章 一般事項 第2節 器材の品質 6. 海外の建設資材の品質証明 表2-1-1 「海外建設資材品質審査・証明」対象資材 2/2 <table><tr><td rowspan="3"></td><td rowspan="3">7 鉄鋼</td><td>鉄線</td><td>JIS G 3532</td></tr><tr><td>溶接金網</td><td>JIS G 3551</td></tr><tr><td>ひし形金網</td><td>JIS G 3552</td></tr></table>		7 鉄鋼	鉄線	JIS G 3532	溶接金網	JIS G 3551	ひし形金網	JIS G 3552	第2編 器具及び材料編 第1章 一般事項 第2節 器材の品質 6. 海外の建設資材の品質証明 表2-1-1 「海外建設資材品質審査・証明」対象資材 2/2 <table><tr><td rowspan="3"></td><td rowspan="3">7 鉄鋼</td><td>鉄線</td><td>JIS G 3532</td></tr><tr><td>溶接金網及び鉄筋格子</td><td>JIS G 3551</td></tr><tr><td>ひし形金網</td><td>JIS G 3552</td></tr></table>		7 鉄鋼	鉄線	JIS G 3532	溶接金網及び鉄筋格子	JIS G 3551	ひし形金網	JIS G 3552	内容修正
			7 鉄鋼	鉄線	JIS G 3532													
				溶接金網	JIS G 3551													
	ひし形金網	JIS G 3552																
	7 鉄鋼	鉄線	JIS G 3532															
		溶接金網及び鉄筋格子	JIS G 3551															
		ひし形金網	JIS G 3552															

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対照表

旧	新	備考									
第3章 電気通信設備工事材料 第2節 配管類 3-2-2 線び及び付属品 1. 金属線び及びその付属品は、経済産業省令で定める「電気用品の技術上の基準を定める省令」（平成25年7月1日経済産業省令第34号）による。 2. 屋内配線用合成樹脂線び（以下「合成樹脂線び」という。）及びその付属品は、表2-3-9に示す規格に適合するものとする。 表2-3-9 合成樹脂線び及び付属品 <table> <tr> <th>呼称</th><th>規格</th><th>備考</th></tr> <tr> <td>合成樹脂線び</td><td>JIS C 8425 屋内配線用合成樹脂線び（樋）</td><td></td></tr> <tr> <td>合成樹脂線びの付属品</td><td>電気用品の技術上の基準を定める省令</td><td></td></tr> </table>	呼称	規格	備考	合成樹脂線び	JIS C 8425 屋内配線用合成樹脂線び（樋）		合成樹脂線びの付属品	電気用品の技術上の基準を定める省令		第3章 電気通信設備工事材料 第2節 配管類 3-2-2 線び及び付属品 金属線び及びその付属品は、経済産業省令で定める「電気用品の技術上の基準を定める省令」（平成25年7月1日経済産業省令第34号）による。	項番削除 合成樹脂線びの削除（電技削除）
呼称	規格	備考									
合成樹脂線び	JIS C 8425 屋内配線用合成樹脂線び（樋）										
合成樹脂線びの付属品	電気用品の技術上の基準を定める省令										

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対照表

旧	新	備考												
3-2-3 特殊管 表 2-3-10 特殊管 <table border="1"> <tr> <th>呼 称</th><th>規 格</th><th>備 考</th></tr> <tr> <td>ポリエチレン被覆鋼管</td><td>JIS G 3469 ポリエチレン被覆鋼管</td><td></td></tr> </table> 第 7 節 照明器具 3-7-3 道路用照明器具 3. 光源・安定器 (1) LEDモジュールは、JIS C 8155 (一般照明用LEDモジュールー性能要求事項) の規定による。 (2) 高圧水銀ランプは、JIS C 7604 (高圧水銀ランプー性能規定) の規定による。 (3) 高圧ナトリウムランプは、JIS C 7621 (高圧ナトリウムランプー性能仕様) の規定による。 (4) セラミックメタルハイドランプは、JIS C 7623 (メタルハイドランプー性能仕様) の規定による (5) ランプ寸法・形状は、JIS C 7710 (電球類ガラス管球の形式の表し方) に基づくガラス管球を使用し、JIS C 7709-1 (電球類の口金・受金及びそれらのゲ	呼 称	規 格	備 考	ポリエチレン被覆鋼管	JIS G 3469 ポリエチレン被覆鋼管		3-2-3 特殊管 表 2-3-10 特殊管 <table border="1"> <tr> <th>呼 称</th><th>規 格</th><th>備 考</th></tr> <tr> <td>ポリエチレン被覆鋼管</td><td>JIS G 3477 ポリエチレン被覆鋼管</td><td></td></tr> </table> 第 7 節 照明器具 3-7-3 道路用照明器具 3. 光源・安定器 (1) LEDモジュールは、JIS C 8155 (一般照明用LEDモジュールー性能要求事項) の規定による。 (2) 高圧ナトリウムランプは、JIS C 7621 (高圧ナトリウムランプー性能仕様) の規定による。 (3) セラミックメタルハイドランプは、JIS C 7623 (メタルハイドランプー性能仕様) の規定による (4) ランプ寸法・形状は、JIS C 7710 (電球類ガラス管球の形式の表し方) に基づくガラス管球を使用し、JIS C 7709-1 (電球類の口金・受金及びそれらのゲ	呼 称	規 格	備 考	ポリエチレン被覆鋼管	JIS G 3477 ポリエチレン被覆鋼管		規格番号修正 水銀削除 番号修正 番号修正 番号修正
呼 称	規 格	備 考												
ポリエチレン被覆鋼管	JIS G 3469 ポリエチレン被覆鋼管													
呼 称	規 格	備 考												
ポリエチレン被覆鋼管	JIS G 3477 ポリエチレン被覆鋼管													

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対照表

旧	新	備考
ジ並びに互換性・安全性 第1部 口金) に適合した口金を使用する。 (6) ランプには、見えやすいところに容易に消えない方法で、JIS C 7604 (高圧水銀ランプー性能規定) 及び JIS C 7621 (高圧ナトリウムランプー性能仕様)、JIS C 7623 (メタルハライドランプー性能仕様) に定められた事項を表示する。 (7) LEDモジュール用制御装置は、JIS C 8153 (LEDモジュール用制御装置ー性能要求事項) の規定による。 (8) 安定器の規格は、JIS C 8110 (放電灯安定器 (蛍光灯を除く)) の規定による 3-7-4 トンネル用照明器具 2. 構造 (3) プレス加工器具枠なし本体の塗装は、塗装前処理 (脱脂処理) を施し、上塗りとして合成樹脂系塗料を1回以上を標準とし、焼付塗装と同等の強度、防錆、耐食性を有するものとする。 アルミ製器具本体の塗装は、塗装前処理 (アルマイト処理) を施し、上塗りとして合成樹脂系塗料1回以上を標準とし、焼付塗装と同等の強度、防錆、耐食性を有するものとする。 なお、内面への塗装付着については特に規定しないものとする。塗装色はマンセルN7とする。	ジ並びに互換性・安全性 第1部 口金) に適合した口金を使用する。 (5) ランプには、見えやすいところに容易に消えない方法で、JIS C 7621 (高圧ナトリウムランプー性能仕様) 及び JIS C 7623 (メタルハライドランプー性能仕様) に定められた事項を表示する。 (6) LEDモジュール用制御装置は、JIS C 8153 (LEDモジュール用制御装置ー性能要求事項) の規定による。 (7) 安定器の規格は、JIS C 8110 (放電灯安定器 (蛍光灯を除く)) の規定による 3-7-4 トンネル用照明器具 2. 構造 (3) プレス加工器具枠なし本体の塗装は、塗装前処理 (脱脂処理) を施し、上塗りとして合成樹脂系塗料を1回以上を標準とし、焼付塗装と同等の強度、防錆、耐食性を有するものとする。 アルミ製器具本体の塗装は、塗装前処理 (アルマイト処理) を施し、上塗りとして合成樹脂系塗料1回以上を標準とし、焼付塗装と同等の強度、防錆、耐食性を有するものとする。	番号修正、内容修正 番号修正 番号修正 削除

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対照表

旧	新	備考
第3編 電気通信設備工事 共通編 第1章 総 則 1-1-1 請負代金内訳書及び工事費構成書 3. 工事費構成書 受注者は、請負代金額が1億円以上で、6ヵ月を超える対象工事の場合は内訳書の提出後に総括監督員に対し、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができる。また、総括監督員が提出する工事費構成書は、請負契約を締結した工事の数量総括表に掲げる各工種、種別及び細別の数量に基づく各費用の工事費総額に占める割合を、当該工事の設計書に基づき有効数字2桁（3桁目または小数3桁目以下切捨）の百分率で表示した一覧表とする。	第3編 電気通信設備工事 共通編 第1章 総 則 1-1-1 請負代金内訳書及び工事費構成書 3. 工事費構成書 受注者は、請負代金額内訳書の提出後に総括監督員に対し、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができる。また、総括監督員が提出する工事費構成書は、請負契約を締結した工事の数量総括表に掲げる各工種、種別及び細別の数量に基づく各費用の工事費総額に占める割合を、当該工事の設計書に基づき有効数字2桁（3桁目または小数3桁目以下切捨）の百分率で表示した一覧表とする。	内容修正

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対照表

旧				新				備考
1-1-4 監督職員による確認及び立会等 7. 段階確認の臨場 表3-1-1 段階確認一覧表 (2/5)				1-1-4 監督職員による確認及び立会等 7. 段階確認の臨場 表3-1-1 段階確認一覧表 (2/5)				内容修正
区分	種 別	細 別	確 認 時 期	区分	種 別	細 別	確 認 時 期	
電気設備				電気設備				
	揚排水機場電気設備工 (高・低圧受変電設備) (発電設備) (無停電電源設備) (直流電源設備)	(上記受変電設備工及び電源設備工を準用する)			揚排水機場電気設備工 (高・低圧受変電設備) (発電設備) (無停電電源設備) (直流電源設備)	設置位置	設置位置墨だし時	
表3-1-1 段階確認一覧表 (3/5)				表3-1-1 段階確認一覧表 (3/5)				削除
区分	種 別	細 別	確 認 時 期	区分	種 別	細 別	確 認 時 期	
通信設備				通信設備				
	衛星通信設備工 (衛星通信固定局設備) (衛星通信車再局設備) (衛星通信可搬局設備)	設置位置	設置位置墨だし時		衛星通信設備工 (衛星通信固定局設備) (衛星通信車載局設備)	設置位置	設置位置墨だし時	

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対照表

旧				新				備考
表 3 - 1 - 1 段階確認一覧表 (4/5)				表 3 - 1 - 1 段階確認一覧表 (4/5)				
区分	種 別	細 別	確 認 時 期	区分	種 別	細 別	確 認 時 期	
通信設備				通信設備				
	有線通信設備工	設置位置	設置位置墨だし時		有線通信設備工 (統合IPネットワーク装置) (光ファイバ線路監視装置)	設置位置	設置位置墨だし時	
	トンネル防災設備工 (付属設備操作制御装置)	設置位置	設置位置墨だし時		トンネル防災設備工 (トンネル監視制御装置) (付属設備操作制御装置)	設置位置	設置位置墨だし時	
	ラジオ再放送設備工 (ラジオ再放送装置)	設置位置	設置位置墨だし時		ラジオ再放送設備工 (ラジオ再放送装置) (緊急放送装置)	設置位置	設置位置墨だし時	
	施設計測・監視制御設備工 (路面凍結検知装置) (積雪深計測装置)	設置位置	設置位置墨だし時		施設計測・監視制御設備工 (路面凍結検知装置) (積雪深計測装置)	設置位置	設置位置墨だし時	

追記

追記

追記

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対照表

旧				新				備考
	(気象観測装置)				(気象観測装置) (強震計測装置)			追記
	(土石流監視制御装置)				(土石流監視制御装置)			
	(路面冠水検知装置)				(路面冠水検知装置)			
第3章 設備の耐震基準				第3章 設備の耐震基準				
第1節 設備の耐震基準				第1節 設備の耐震基準				
3-1-1 耐震施工				3-1-1 耐震施工				
(2) 機器の固定				(2) 機器の固定				
2) ボルト類の選定 耐震強度計算を行う上で必要となる床等のコンクリート強度が不明な場合は、公共建築工事標準仕様書（電気通信工事編）に定めるコンクリート強度：$F_c=18\text{N/mm}^2$を用いることができるものとする。				2) ボルト類の選定 耐震強度計算を行う上で必要となる床等のコンクリート強度が不明な場合は、公共建築工事標準仕様書（電気工事編）に定めるコンクリート強度：$F_c=18\text{N/mm}^2$を用いることができるものとする。				内容修正

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対照表

旧	新	備考						
3-1-2 耐震据付設計基準 1. 適用 (6) 地表の基礎に設置する電気通信設備 ただし、(1)、(2)、(4)で規定する範囲を超える場合、及び表3-3-4に示す以外の電気通信設備を設置する場合は、事前に監督職員と協議するものとする。 なお、火災検知器、押ボタン式通報装置、誘導表示板、非常電話案内板、通報装置説明版、非常電話収納箱（壁掛型）、非常電話表示灯は適用範囲外とする。 3. 電気通信設備の据付 表3-3-3 通信用鉄塔等に設置される電気通信設備の据付設計水平(鉛直) 入力加速度K_{SH}、K_{SV}（重心位置に加わる加速度） 単位：m/s² <table border="1" data-bbox="159 1042 916 1305"> <tr> <td data-bbox="159 1042 338 1305"></td><td data-bbox="338 1042 629 1305"> 重要機器B ・空中線（レーダなどの通信以外の用途に用いるものを除く） </td><td data-bbox="629 1042 916 1305"> 重要機器C ・CCTVカメラ装置（旋回装置を含む） ・Xバンドレーダ雨量計設備搭上機器及び空中線装置 </td></tr> </table>		重要機器B ・空中線（レーダなどの通信以外の用途に用いるものを除く）	重要機器C ・CCTVカメラ装置（旋回装置を含む） ・Xバンドレーダ雨量計設備搭上機器及び空中線装置	3-1-2 耐震据付設計基準 1. 適用 (6) 地表の基礎に設置する電気通信設備 ただし、(1)、(2)、(4)で規定する範囲を超える場合、及び表3-3-4に示す以外の電気通信設備を設置する場合は、事前に監督職員と協議するものとする。 なお、表3-3-1に示す機器は適用範囲外とする。 3. 電気通信設備の据付 表3-3-3 通信用鉄塔等に設置される電気通信設備の据付設計水平(鉛直) 入力加速度K_{SH}、K_{SV}（重心位置に加わる加速度） 単位：m/s² <table border="1" data-bbox="1025 1042 1783 1305"> <tr> <td data-bbox="1025 1042 1205 1305"></td><td data-bbox="1205 1042 1496 1305"> 重要機器B ・空中線（レーダなどの通信以外の用途に用いるものを除く） </td><td data-bbox="1496 1042 1783 1305"> 重要機器C ・CCTVカメラ装置（旋回装置を含む） ・Xバンドレーダ雨量計設備搭上機器及び空中線装置 </td></tr> </table>		重要機器B ・空中線（レーダなどの通信以外の用途に用いるものを除く）	重要機器C ・CCTVカメラ装置（旋回装置を含む） ・Xバンドレーダ雨量計設備搭上機器及び空中線装置	条文整理
	重要機器B ・空中線（レーダなどの通信以外の用途に用いるものを除く）	重要機器C ・CCTVカメラ装置（旋回装置を含む） ・Xバンドレーダ雨量計設備搭上機器及び空中線装置						
	重要機器B ・空中線（レーダなどの通信以外の用途に用いるものを除く）	重要機器C ・CCTVカメラ装置（旋回装置を含む） ・Xバンドレーダ雨量計設備搭上機器及び空中線装置						

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対照表

旧						新						備考
		水平 K _{SH}	鉛直 K _{SV}	水平 K _{SH}	鉛直 K _{SV}			水平 K _{SH}	鉛直 K _{SV}	水平 K _{SH}	鉛直 K _{SV}	有効桁の整合 有効桁の整合 有効桁の整合
建屋屋上及び塔屋に設置する地上高さ60m以下の通信用鉄塔	49.0	9.8	39.2	7.84		建屋屋上及び塔屋に設置する地上高さ60m以下の通信用鉄塔	49.0	9.80	39.2	7.84		
	×機器応答倍率						×機器応答倍率					
	24.5	9.8	19.6	7.84			24.5	9.80	19.6	7.84		
地上高さ60m以下の自立型通信用鉄塔	×機器応答倍率					地上高さ60m以下の自立型通信用鉄塔	×機器応答倍率					
	19.6	9.8	15.7	7.84			19.6	9.80	15.7	7.84		
地上高さ10m以下の鋼管支柱	×機器応答倍率					地上高さ10m以下の鋼管支柱	×機器応答倍率					
建屋及び地表面の鉛直入力加速度は表 3－3－2 に準じる。 鉄塔及び鋼管支柱の鉛直方向応答倍率は特殊形状を除き1.0とする。 Cバンドレーダ雨量計設備の搭上機器及び空中線装置は通信用鉄塔上に設置することは想定しない。鉄塔上に設置する場合は、専用鉄塔の建設を想定し、鉄塔の応答倍率は個別に求める。						建屋及び地表面の鉛直入力加速度は表 3－3－2 に準じる。 鉄塔及び鋼管支柱の鉛直方向応答倍率は特殊形状を除き1.0とする。 Cバンドレーダ雨量計設備の搭上機器及び空中線装置は通信用鉄塔上に設置することは想定しない。鉄塔上に設置する場合は、専用鉄塔の建設を想定し、鉄塔の応答倍率は個別に求める。						

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対照表

旧	新	備考
第4章 共通設備工 第2節 適用すべき基準 国土交通省 電気通信設備工事施工管理基準及び規格値 (案) (令和5年3月) 経済産業省 電気設備に関する技術基準を定める省令 (令和4年10月) 経済産業省 電気設備の技術基準の解釈 (平成30年10月) 第3節 一般事項 4-3-3 各種設備等の据付 (4) 19インチ汎用ラック 本条1項(1)自立型装置及び上下固定型装置の据付の規定に示す自立型装置に準じる。 4-3-4 各種設備の落下防止 2. 設備の落下等により第三者被害の発生が懸念される場所に設置される以下の設備にあつては、さらにワイヤロ	第4章 共通設備工 第2節 適用すべき基準 国土交通省 電気通信設備工事施工管理基準及び規格値 (案) (令和6年3月) 経済産業省 電気設備に関する技術基準を定める省令 (令和4年12月) 経済産業省 電気設備の技術基準の解釈 (令和5年12月) 第3節 各種設備に関する一般事項 4-3-3 各種設備等の据付 (4) 19インチ汎用ラックの据付 19インチ汎用ラックの据付は、(1)に示す「自立型装置」に準じる。 4-3-4 各種設備の落下防止 2. 設備の落下等により第三者被害の発生が懸念される場所に設置される以下の設備にあつては、さらにワイヤロ	内容修正 対象の明確化 条文整理

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対照表

旧	新	備考															
ープ等で接続するものとする。ただし、本体構造による落下防止対策の実施が確認できるCCTV設備においては、ワイヤロープ等による対策は求めない。 ・ CCTV設備 ・ トンネル照明設備 ・ 道路照明設備	ープ等で接続するものとする。 ・ CCTV設備 ・ トンネル照明設備 ・ 道路照明設備 ただし、本体構造による落下防止対策の実施が確認できるCCTV設備においては、ワイヤロープ等による対策は求めない。 表 3－4－2 あと施工アンカーボルトの落下防止対策 <table><tr><th colspan="2">設備名</th><th>落下対策の 処置</th><th>適用</th></tr><tr><td rowspan="2">CCTV 設備</td><td>本体の固定方法</td><td>二重落下防 止</td><td>第 3 編 「4-3-4</td></tr><tr><td>落下防止用ワイヤロープの固定方法</td><td>問わない</td><td>各種設備 の落下防 止」に適</td></tr><tr><td>トンネル照明設備</td><td>本体の固定方法</td><td>二重落下防 止</td><td>用</td></tr></table>	設備名		落下対策の 処置	適用	CCTV 設備	本体の固定方法	二重落下防 止	第 3 編 「4-3-4	落下防止用ワイヤロープの固定方法	問わない	各種設備 の落下防 止」に適	トンネル照明設備	本体の固定方法	二重落下防 止	用	対象の明確化 表の移動
設備名		落下対策の 処置	適用														
CCTV 設備	本体の固定方法	二重落下防 止	第 3 編 「4-3-4														
	落下防止用ワイヤロープの固定方法	問わない	各種設備 の落下防 止」に適														
トンネル照明設備	本体の固定方法	二重落下防 止	用														

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対照表

旧	新					備考
			落下防止用ワイヤロープの固定方法	問わない		表削除
		道路照明設備 (ポール照明)	本体の固定方法	貫通ボルト及び落下防止用ワイヤロープによる。		
			落下防止用ワイヤロープの固定方法	該当なし		
		器材	器材の固定方法	二重落下防止	第3編 「 4-4-4 器材の落下防止」 に適用	
		(二重落下防止の対策が施されたボルト、ナット：「二重落下防				

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対照表

旧	新	備考											
第4節 共通事項 4-4-1 防火区画等の貫通 1. 金属管が防火区画または防火上主要な間仕切り（以下「防火区画等」という）を貫通する場合は、以下のいずれかの方法によるものとする。 (3) 金属管と壁等との隙間に、ロックウール保温材を充填し、その上をモルタルで押えるものとする。 表3-4-2 あと施工アンカーボルトの落下防止対策 <table><tr><th colspan="2">設備名</th><th>落下対策 の処置</th><th>適用</th></tr><tr><td rowspan="2">CCTV 設備</td><td>本体の固定方法</td><td>二重落下防止</td><td>第3編 「4-3-4</td></tr><tr><td>落下防止用ワイヤロープの</td><td>問わない</td><td>各種設備 の落下防</td></tr></table>	設備名		落下対策 の処置	適用	CCTV 設備	本体の固定方法	二重落下防止	第3編 「4-3-4	落下防止用ワイヤロープの	問わない	各種設備 の落下防	止」と略する。) 第4節 機材に関する一般事項 4-4-1 防火区画等の貫通 1. 金属管が防火区画または防火上主要な間仕切り（以下「防火区画等」という）を貫通する場合は、以下のいずれかの方法によるものとする。 (3) 金属管と壁等との隙間に、ロックウール保温材を充填し、その上をモルタルで押える。	対象の明確化 内容修正 表の移動
設備名		落下対策 の処置	適用										
CCTV 設備	本体の固定方法	二重落下防止	第3編 「4-3-4										
	落下防止用ワイヤロープの	問わない	各種設備 の落下防										

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対照表

旧					新		備考
		固定方法		止」に適 用			
	トンネル照明 設備	本体の固定方 法	二重落下 防止				
		落下防止用ワイヤロープの 固定方法	問わない				
	道路照明設備 (ポール 照明)	本体の固定方 法	貫通ボルト及び落 下防止用ワイヤロープによ る。				
		落下防止用ワイヤロープの 固定方法	該当なし				
器材	器材の固定方 法	二重落下 防止	第 3 編 「4-4-4				

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対照表

旧					新	備考
				器材の落下防止」に適用		
(二重落下防止の対策が施されたボルト、ナット：「二重落下防止」と略する。)						
第5節 配管・配線工					第5節 配管・配線工	
4－5－5 屋内配線					4－5－5 屋内配線	
1. 一般事項					1. 一般事項	
(1) 低圧屋内配線が 合成樹脂線ぴ配線 —合成樹脂管配線、金属管配線、金属線ぴ配線、可とう電線管配線、金属ダクト配線、バスダクト配線、フロアダクト配線、セルラダクト配線、ライティングダクト配線、平形保護層配線またはケーブル配線の場合は、弱電流電線または光ケーブル（以下、「弱電流電線等」という。）、水管、ガス管若しくはこれらに類するものと接触しないように施設する。					(1) 低圧屋内配線が合成樹脂管配線、金属管配線、金属線ぴ配線、可とう電線管配線、金属ダクト配線、バスダクト配線、フロアダクト配線、セルラダクト配線、ライティングダクト配線、平形保護層配線またはケーブル配線の場合は、弱電流電線または光ケーブル（以下、「弱電流電線等」という。）、水管、ガス管若しくはこれらに類するものと接触しないように施設する。	合成樹脂線ぴの削除（電技削除）
(2) 低圧屋内配線を 合成樹脂線ぴ配線 —合成樹脂管配線、金属管配線、金属線ぴ配線、可とう電線管配線、金属ダクト配線、バスダクト配線、フロアダクト配線、セルラダクト配線、ライティングダクト配線、平形保護層配線またはケーブル配線の場合は、弱電流電線または光ケーブル（以下、「弱電流電線等」という。）、水管、ガス管若しくはこれらに類するものと接触しないように施設する。					(2) 低圧屋内配線を合成樹脂管配線、金属管配線、金属線ぴ配線、可とう電線管配線、金属ダクト配線、バスダクト配線、フロアダクト配線、セルラダクト配線、ライティングダクト配線、平形保護層配線またはケーブル配線の場合は、弱電流電線または光ケーブル（以下、「弱電流電線等」という。）、水管、ガス管若しくはこれらに類するものと接触しないように施設する。	合成樹脂線ぴの削除（電技削除）

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対照表

旧	新	備考
線、金属ダクト配線、バスダクト配線、フロアダクト配線またはセルラダクト配線により施設する場合は、電線と弱電流電線とを同一の管、線ぴ、ダクト若しくはこれらの付属品またはプルボックスの中に施設してはならない。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、この限りではない。 第6節 配線器具設置工 4-6-1 ダクト取付 5. 合成樹脂線ぴ (1) 線ぴの敷設 1) 線ぴのベースは、造営材に0.5m以下の間隔でねじ止めとするか、または接着材、その他の方法で取付けるものとする。ただし、端部、突合せ部または器具取付け部分では、0.1m以下の間隔で2箇所ねじ止めとする。 2) 線ぴの終端部は閉そくすること。 (2) 線ぴの接続 1) 線ぴ及び付属品は、相互にすき間なく接続すること。 2) 隅部分の接続は、突合せ法とする。	スダクト配線、フロアダクト配線またはセルラダクト配線により施設する場合は、電線と弱電流電線とを同一の管、線ぴ、ダクト若しくはこれらの付属品またはプルボックスの中に施設してはならない。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、この限りではない。 第6節 配線器具設置工 4-6-1 ダクト取付	合成樹脂線ぴの削除（電技削除）

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対照表

旧	新	備考
第7節 通信配線工 4-7-1 給電線敷設 1. 導波管の敷設 (3) 導波管のフランジ接続は、ノックピン等を使用し、ズレが起らないようにして正確に接続すること。 なお、結合用ねじは、真ちゅうまたはステンレス製とする。 (7) 導波管の支持間隔は、6.5GHzまたは7.5GHz帯にあつては1.5m以下とし、12GHz帯にあつては1m以下とする。ただし、導波管とフレキシブル導波管との接続箇所にあつては、接続箇所から0.3m以下の方形導波管側とする。 なお、支持にあたっては、フレキシブル導波管の使用効果を低減させないよう施工する。 2. 長尺可とう導波管、だ円導波管及びまゆ形導波管などの敷設 (1) 長尺可とう導波管、だ円導波管及びまゆ形導波管などを使用する範囲は、空中線端子から気密窓導波管までとする。	第7節 通信配線工 4-7-1 給電線敷設 1. 導波管の敷設 (3) 導波管のフランジ接続は、ノックピン等を使用し、ズレが起らないようにして正確に接続すること。 なお、結合用ねじは、真ちゅう製又はステンレス製とする。 (7) 導波管の支持間隔は、6.5GHzまたは7.5GHz帯にあつては1.5m以下とし、12GHz帯にあつては1m以下とする。ただし、方形導波管とフレキシブル導波管との接続箇所にあつては、接続箇所から0.3m以下の方形導波管側とする。 なお、支持にあたっては、フレキシブル導波管の使用効果を低減させないよう施工する。 2. 長尺可とう導波管、だ円導波管などの敷設 (1) 長尺可とう導波管、だ円導波管などを使用する範囲は、空中線のフランジから気密窓導波管までとする。	内容修正 内容修正 内容修正

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対照表

旧	新	備考
3. 同軸管の敷設 (1) 同軸管の敷設は、本条1項(9)～(11)の規定によるほか、以下によるものとする。 3) 同軸管と無線機空中線端子の接続は、適合するコネクタにより行うが、曲げ半径及び無線機空中線端子コネクタなどの関係で、サイズを細くしまたは異種ケーブルを使用する場合は、適合するケーブルに変換して行うものとする。 なお、変換を通信機械室内で行う場合は、無線機架上付近で行い、屋外空中線付近で行う場合は、点検の容易な箇所とし、その処理方法は、以下によるものとする。 同軸管の相互接続及び端末は、フランジ、カップリングまたはコネクタを用いて行うものとする。	3. 同軸管の敷設 (1) 同軸管の敷設は、本条1項(9)～(11)の規定によるほか、以下によるものとする。 3) 同軸管と無線機の空中線端子の接続は、適合するコネクタにより行うが、曲げ半径及び無線機の空中線端子コネクタなどの関係で、サイズを細くしまたは異種ケーブルを使用する場合は、適合するケーブルに変換して行うものとする。 なお、変換を通信機械室内で行う場合は、無線機架上付近で行い、空中線付近で行う場合は、点検の容易な箇所とし、その処理方法は、以下によるものとする。 同軸管の相互接続及び端末処理は、フランジ、カップリングまたはコネクタを用いて行うものとする。	内容修正

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対照表

[illegible]

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対照表

旧	新	備考
第 8 節 光ケーブル敷設工 4－8－5 光ケーブル架空配線 光架空配線の敷設にあたっては、第 3 編 4－5－7 架空配線 1 項の規定によるほか、以下によるものとする。 (1) 光ケーブルの敷設において、他の架空配線及び建造物との離隔距離は、第 3 編 4－5－2 光ケーブル地中配線 (1) の規定に準じるものとする。 4－8－6 光ケーブル接続 1. 光ケーブルの心線部の接続 光ケーブルの心線部の接続は、所定の接続材料（または接続箱）を使用し、光ケーブルを確実に固定するものとする。 2. 光ケーブル成端 光ケーブルの成端は、以下によるものとする。なお、光ケーブルの心線接続は前項によるものとする。	第 8 節 光ケーブル敷設工 4－8－5 光ケーブル架空配線 光架空配線の敷設にあたっては、第 3 編 4－5－7 架空配線 1 項の規定によるほか、以下によるものとする。 (1) 光ケーブルの敷設において、他の架空配線及び建造物との離隔距離は、第 3 編 4－7－3 通信架空配線に準じるものとする。 4－8－6 光ケーブル接続 1. 光ケーブル心線部の接続 心線部の接続は、所定の接続材料（または接続箱）を使用し、光ケーブルを確実に固定するものとする。 2. 光ケーブル成端 光ケーブルの成端は、以下によるものとする。	内容修正 内容修正 削除

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対照表

旧	新	備考																
第10節 プルボックス設置工 4-10-2 アウトレットボックス設置 1. 金属管用 (4) 位置ボックス、ジョイントボックスの使用区分は、表3-4-10及び表3-4-11に示すボックス以上のものとする。 なお、取付け場所の状況により、同容積以上のボックスとしてもよい。 表3-4-10 隠ぺい配管の位置ボックス、ジョイントボックスの使用区分 <table border="1"> <thead> <tr> <th>取付位置</th><th>配管状況</th><th>ボックスの種別</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">天井 スラブ内</td><td>(22) または (E25) 以下の配管 4 本以下</td><td>中形四角コンクリートボックス54または八角コンクリートボックス75</td></tr> <tr> <td>(22) または (E25) 以下の配管 5 本以下</td><td>大形四角コンクリートボックス54または八角コンクリートボックス75</td></tr> </tbody> </table>	取付位置	配管状況	ボックスの種別	天井 スラブ内	(22) または (E25) 以下の配管 4 本以下	中形四角コンクリートボックス54または八角コンクリートボックス75	(22) または (E25) 以下の配管 5 本以下	大形四角コンクリートボックス54または八角コンクリートボックス75	第10節 プルボックス設置工 4-10-2 位置ボックスおよびジョイントボックス設置 1. 金属管用 (4) 位置ボックス、ジョイントボックスの使用区分は、表3-4-10及び表3-4-11に示すボックス以上のものとする。 なお、取付け場所の状況により、同容積以上のプルボックスとしてもよい。 表3-4-10 隠ぺい配管の位置ボックス、ジョイントボックスの使用区分 <table border="1"> <thead> <tr> <th>取付位置</th><th>配管状況</th><th>ボックスの種別</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">天井 スラブ内</td><td>(22) または (E25) 以下の配管 4 本以下</td><td>中形四角コンクリートボックス54または八角コンクリートボックス75</td></tr> <tr> <td>(22) または (E25) 以下の配管 5 本以下</td><td>大形四角コンクリートボックス54または八角コンクリートボックス75</td></tr> </tbody> </table>	取付位置	配管状況	ボックスの種別	天井 スラブ内	(22) または (E25) 以下の配管 4 本以下	中形四角コンクリートボックス54または八角コンクリートボックス75	(22) または (E25) 以下の配管 5 本以下	大形四角コンクリートボックス54または八角コンクリートボックス75	名称整理 内容修正
取付位置	配管状況	ボックスの種別																
天井 スラブ内	(22) または (E25) 以下の配管 4 本以下	中形四角コンクリートボックス54または八角コンクリートボックス75																
	(22) または (E25) 以下の配管 5 本以下	大形四角コンクリートボックス54または八角コンクリートボックス75																
取付位置	配管状況	ボックスの種別																
天井 スラブ内	(22) または (E25) 以下の配管 4 本以下	中形四角コンクリートボックス54または八角コンクリートボックス75																
	(22) または (E25) 以下の配管 5 本以下	大形四角コンクリートボックス54または八角コンクリートボックス75																

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対照表

旧				新				備考		
天井スラブ以外 (床を含む)		(28) または (E31)以下の 配管 4 本以下	大形四角コンクリー トボックス54	天井スラブ以外 (床を含む)		(28) または (E31)以下の 配管 4 本以下	大形四角コンクリー トボックス54	枠線追加		
	スイッチ用 位置ボック ス	連用スイッチ3 個以下	1個用スイッチボック スまたは中形四角ア ウトレットボックス 44		連用スイッチ3 個以下	1個用スイッチボック スまたは中形四角ア ウトレットボックス 44				
		連用スイッチ6 個以下 連用スイッチ9 個以下	2個用スイッチボック スまたは中形四角ア ウトレットボックス 44		連用スイッチ6 個以下	2個用スイッチボック スまたは中形四角ア ウトレットボックス 44				
			3個用スイッチボック ス		連用スイッチ9 個以下	3個用スイッチボック ス				
	照 明 器 具 用、 コンセント 用 位置ボック ス など	(22) または (E25)以下の 配管 4 本以下	中形四角アウトレッ トボックス44		(22) または (E25)以下の 配管 4 本以下	中形四角アウトレッ トボックス44				
		(22) または (E25)以下の 配管 5 本以下	大形四角アウトレッ トボックス44		(22) または (E25)以下の 配管 5 本以下	大形四角アウトレッ トボックス44				
		(28) または (E31)の配管 4 本以下	大形四角アウトレッ トボックス54		(28) または (E31)の配管 4 本以下	大形四角アウトレッ トボックス54				
	〔備考〕 連用スイッチには、連用形のパイロットランプ、接地端子、リモコンスイッチなどを含む。				〔備考〕 連用スイッチには、連用形のパイロットランプ、接地端子、リモコンスイッチなどを含む。					

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対照表

旧	新	備考																																																																																																																																						
第16節 接地設置工 4－16－3 B種接地工事の電気工作物 表3－4－13 B種接地工事の接地線の太さ <table><tr><th colspan="3">変圧器1相分</th><th rowspan="2">接地線の太さ</th></tr><tr><th>100V級</th><th>200V級</th><th>400V級</th></tr><tr><td>5 kVA</td><td>10 kVA</td><td>20 kVA</td><td>5.5 mm²</td></tr><tr><td>以下</td><td>以下</td><td>以下</td><td>以上</td></tr><tr><td>10 kVA</td><td>20 kVA</td><td>40 kVA</td><td>8 mm²</td></tr><tr><td>以下</td><td>以下</td><td>以下</td><td>以上</td></tr><tr><td>20 kVA</td><td>40 kVA</td><td>75 kVA</td><td>14 mm²</td></tr><tr><td>以下</td><td>以下</td><td>以下</td><td>以上</td></tr><tr><td>40 kVA</td><td>75 kVA</td><td>150 kVA</td><td>22 mm²</td></tr><tr><td>以下</td><td>以下</td><td>以下</td><td>以上</td></tr><tr><td>60 kVA</td><td>125 kVA</td><td>250 kVA</td><td>38 mm²</td></tr><tr><td>以下</td><td>以下</td><td>以下</td><td>以上</td></tr><tr><td>75 kVA</td><td>150 kVA</td><td>300 kVA</td><td>60 mm²</td></tr><tr><td>以下</td><td>以下</td><td>以下</td><td>以上</td></tr><tr><td>100 kVA</td><td>200 kVA</td><td>400 kVA</td><td>60 mm²</td></tr><tr><td>以下</td><td>以下</td><td>以下</td><td>以上</td></tr><tr><td>175 kVA</td><td>350 kVA</td><td>700 kVA</td><td>100 mm²</td></tr><tr><td>以下</td><td>以下</td><td>以下</td><td>以上</td></tr></table>	変圧器1相分			接地線の太さ	100V級	200V級	400V級	5 kVA	10 kVA	20 kVA	5.5 mm ²	以下	以下	以下	以上	10 kVA	20 kVA	40 kVA	8 mm ²	以下	以下	以下	以上	20 kVA	40 kVA	75 kVA	14 mm ²	以下	以下	以下	以上	40 kVA	75 kVA	150 kVA	22 mm ²	以下	以下	以下	以上	60 kVA	125 kVA	250 kVA	38 mm ²	以下	以下	以下	以上	75 kVA	150 kVA	300 kVA	60 mm ²	以下	以下	以下	以上	100 kVA	200 kVA	400 kVA	60 mm ²	以下	以下	以下	以上	175 kVA	350 kVA	700 kVA	100 mm ²	以下	以下	以下	以上	第16節 接地設置工 4－16－3 B種接地工事の電気工作物 表3－4－13 B種接地工事の接地線の太さ <table><tr><th colspan="3">変圧器1相分</th><th rowspan="2">接地線の太さ (銅線)</th></tr><tr><th>100V級</th><th>200V級</th><th>400V級</th></tr><tr><td>5 kVA</td><td>10 kVA</td><td>20 kVA</td><td>5.5 mm²</td></tr><tr><td>以下</td><td>以下</td><td>以下</td><td>以上</td></tr><tr><td>10 kVA</td><td>20 kVA</td><td>40 kVA</td><td>8 mm²</td></tr><tr><td>以下</td><td>以下</td><td>以下</td><td>以上</td></tr><tr><td>20 kVA</td><td>40 kVA</td><td>75 kVA</td><td>14 mm²</td></tr><tr><td>以下</td><td>以下</td><td>以下</td><td>以上</td></tr><tr><td>40 kVA</td><td>75 kVA</td><td>150 kVA</td><td>22 mm²</td></tr><tr><td>以下</td><td>以下</td><td>以下</td><td>以上</td></tr><tr><td>60 kVA</td><td>125 kVA</td><td>250 kVA</td><td>38 mm²</td></tr><tr><td>以下</td><td>以下</td><td>以下</td><td>以上</td></tr><tr><td>100 kVA</td><td>200 kVA</td><td>400 kVA</td><td>60 mm²</td></tr><tr><td>以下</td><td>以下</td><td>以下</td><td>以上</td></tr><tr><td>175 kVA</td><td>350 kVA</td><td>700 kVA</td><td>100 mm²</td></tr><tr><td>以下</td><td>以下</td><td>以下</td><td>以上</td></tr></table>	変圧器1相分			接地線の太さ (銅線)	100V級	200V級	400V級	5 kVA	10 kVA	20 kVA	5.5 mm ²	以下	以下	以下	以上	10 kVA	20 kVA	40 kVA	8 mm ²	以下	以下	以下	以上	20 kVA	40 kVA	75 kVA	14 mm ²	以下	以下	以下	以上	40 kVA	75 kVA	150 kVA	22 mm ²	以下	以下	以下	以上	60 kVA	125 kVA	250 kVA	38 mm ²	以下	以下	以下	以上	100 kVA	200 kVA	400 kVA	60 mm ²	以下	以下	以下	以上	175 kVA	350 kVA	700 kVA	100 mm ²	以下	以下	以下	以上	内容修正 条文整理 (75kVAは100kVAに包含される)
変圧器1相分			接地線の太さ																																																																																																																																					
100V級	200V級	400V級																																																																																																																																						
5 kVA	10 kVA	20 kVA	5.5 mm ²																																																																																																																																					
以下	以下	以下	以上																																																																																																																																					
10 kVA	20 kVA	40 kVA	8 mm ²																																																																																																																																					
以下	以下	以下	以上																																																																																																																																					
20 kVA	40 kVA	75 kVA	14 mm ²																																																																																																																																					
以下	以下	以下	以上																																																																																																																																					
40 kVA	75 kVA	150 kVA	22 mm ²																																																																																																																																					
以下	以下	以下	以上																																																																																																																																					
60 kVA	125 kVA	250 kVA	38 mm ²																																																																																																																																					
以下	以下	以下	以上																																																																																																																																					
75 kVA	150 kVA	300 kVA	60 mm ²																																																																																																																																					
以下	以下	以下	以上																																																																																																																																					
100 kVA	200 kVA	400 kVA	60 mm ²																																																																																																																																					
以下	以下	以下	以上																																																																																																																																					
175 kVA	350 kVA	700 kVA	100 mm ²																																																																																																																																					
以下	以下	以下	以上																																																																																																																																					
変圧器1相分			接地線の太さ (銅線)																																																																																																																																					
100V級	200V級	400V級																																																																																																																																						
5 kVA	10 kVA	20 kVA	5.5 mm ²																																																																																																																																					
以下	以下	以下	以上																																																																																																																																					
10 kVA	20 kVA	40 kVA	8 mm ²																																																																																																																																					
以下	以下	以下	以上																																																																																																																																					
20 kVA	40 kVA	75 kVA	14 mm ²																																																																																																																																					
以下	以下	以下	以上																																																																																																																																					
40 kVA	75 kVA	150 kVA	22 mm ²																																																																																																																																					
以下	以下	以下	以上																																																																																																																																					
60 kVA	125 kVA	250 kVA	38 mm ²																																																																																																																																					
以下	以下	以下	以上																																																																																																																																					
100 kVA	200 kVA	400 kVA	60 mm ²																																																																																																																																					
以下	以下	以下	以上																																																																																																																																					
175 kVA	350 kVA	700 kVA	100 mm ²																																																																																																																																					
以下	以下	以下	以上																																																																																																																																					

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対照表

旧	新	備考
第4編 電気設備編 第1章 総 則 第2節 適用すべき諸基準 国土交通省 電気通信設備工事施工管理基準及び規格値（案） （令和5年3月） 経済産業省 電気設備に関する技術基準を定める省令（令和4 年10月） 経済産業省 電気設備の技術基準の解釈（平成30年10月） 日本建築学会 各種合成構造設計指針・同解説（2010年11月）	第4編 電気設備編 第1章 総 則 第2節 適用すべき諸基準 北海道開発局 電気通信設備工事施工管理基準及び規格値 （案）（令和6年5月） 経済産業省 電気設備に関する技術基準を定める省令（令和4 年12月） 経済産業省 電気設備の技術基準の解釈（令和5年12月） 経済産業省 発電用太陽電池設備に関する技術基準の解釈 （令和3年3月） 日本建築学会 各種合成構造設計指針・同解説（2023年8月）	内容修正及び追加

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対照表

旧	新	備考
第3章 電源設備 第2節 発電設備設置工 3-2-1 発動発電設備据付 7. 主燃料槽 (1) 主燃料槽は、「危険物の規制に関する政令」(平成29年9月改正 政令第232号) 及び同規則の定めるところにより施工する。 9. 冷却塔 (1) 冷却塔は、鉄筋コンクリート製または形鋼製架台上に自重、積雪、風圧、地震、その他の振動に対し安全に設置する。 なお、建物の屋上に設ける冷却塔は、「建築基準法施行令第129条の2の7 冷却塔設備」(平成30年9月改正 政令第255号) に基づき据付けるものとする。 3-2-5 配 管 1. 一般事項 (3) 防露被覆または保温被覆を行わない配管で、天井、床、壁などを貫通する見えがくれ部分には、管座金を取付けるものとする。	第3章 電源設備 第2節 発電設備設置工 3-2-1 発動発電設備据付 7. 主燃料槽 (1) 主燃料槽は、「危険物の規制に関する政令」(令和5年12月改正 政令第348号) 及び同規則の定めるところにより施工する。 9. 冷却塔 (1) 冷却塔は、鉄筋コンクリート製または形鋼製架台上に自重、積雪、風圧、地震、その他の振動に対し安全に設置する。 なお、建物の屋上に設ける冷却塔は、「建築基準法施行令第129条の2の6 冷却塔設備」(令和5年11月改正 政令第324号) に基づき据付けるものとする。 3-2-5 配 管 1. 一般事項 (3) 防露被覆または保温被覆を行わない配管で、天井、床、壁などを貫通する見え掛かり部分には、管座金を取付けるものとする。	内容修正 内容修正

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対照表

旧	新	備考
2. 燃料油系配管 (6) 地中埋設鋼管は、「危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示」(平成28年改正、総務省告示第146号)第3条に規定する塗覆装または第3条の2に規定するコーティングを行うほか、以下によるものとする。 1) コーティングは、厚さが管外面から1.5mm 以上、かつ、コーティングの材料が管外面に密着している方法とする。コーティング材料は、JIS G 3469「ポリエチレン被覆鋼管」附属書A(規定)「被覆用ポリエチレン」とする。 2) 埋設深さは、一般敷地で0.3m以上、車両道路で0.75m以上、重車両通路では1.0m以上とする。ただし、寒冷地では、凍結深度を考慮する。 3) 地中埋設鋼管の分岐及び曲り部には、地中埋設標を設置する。また、埋設標示用アルミまたはビニルなどのテープを埋設する。	2. 燃料油系配管 (6) 地中埋設鋼管は、「危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示」(令和5年改正、総務省告示第406号)第3条に規定する塗覆装または第3条の2に規定するコーティングを行うほか、以下によるものとする。 1) コーティングは、厚さが管外面から1.5mm 以上、かつ、コーティングの材料が管外面に密着している方法とする。コーティング材料は、JIS G 3477(ポリエチレン被覆鋼管)附属書A(規定)「ポリエチレン被覆材料」とする。 2) 埋設深さは、一般敷地で0.3m以上、車両通路で0.75m以上、重車両通路では1.0m以上とする。ただし、寒冷地では、凍結深度を考慮する。 3) 埋設標識シートを埋設するものとし、地中埋設配管の分岐及び曲り部には埋設標を設置する。	内容修正 内容修正 内容修正

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対照表

旧	新	備考
第3節 無停電電源設備設置工 3-3-4 蓄電池据付 (3) 蓄電池相互間及び蓄電池と蓄電池架台（転倒防止枠を含む）との間には、緩衝材を設けるものとする。ただし、蓄電池底部は除外する。 (4) 蓄電池相互の接続及び蓄電池と直流電源装置との接続ケーブルの、蓄電池端子への接続は、弛緩のないように固定する。 第6節 管理用水力発電設備設置工 3-6-1 管理用水力発電設備据付 3. ボルト類の締付には「白ペイント」を塗布して締付、事後の分解・組立が容易となるように施工すること。 3-6-3 配 管 3. 圧内管は、途中でフランジ継手以外を使用しないものとする。	第3節 無停電電源設備設置工 3-3-4 蓄電池据付 (3) 蓄電池相互間及び蓄電池と蓄電池架台（転倒防止枠を含む）との間には、緩衝材を設けるものとする。ただし、蓄電池底部はこの限りではない。 (4) 蓄電池相互の接続及び蓄電池と無停電電源装置との接続ケーブルの蓄電池端子への接続は、弛緩のないように固定する。 第6節 管理用水力発電設備設置工 3-6-1 管理用水力発電設備据付 3. ボルト類の締付後に白ペイントにて合いマークを入れ、締付、事後の分解・組立が容易となるように施工すること。 3-6-3 配 管 3. 圧力管は、途中でフランジ継手以外を使用しないものとする。	内容修正 内容修正 内容修正 内容修正

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対照表

旧	新	備考
第5章 地下駐車場電気設備 第8節 自動火災報知設備設置工 5-8-1 自動火災報知設備設置 自動火災報知設備に関する据付について以下に示すほかは、第3編4-3-3 各種設備等の据付の規定による。 1. 自動火災報知設備の設置は、消防法、「消防法施行令第21条自動火災報知設備に関する基準」（平成30年3月改正政令第69号）、「消防法施行規則第23条自動火災報知設備の感知器等、第24条自動火災報知設備に関する基準の細目、第25条消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準」（平成30年6月改正 総務省令第34号）によるものとする。 第10章 共同溝附帯設備 第7節 共同溝監視制御設備設置工 10-7-7 ガス機器取付 (2) ガス検知器 ③ ガス燃焼機器の廃ガスに触れやすい場所	第5章 地下駐車場電気設備 第8節 自動火災報知設備設置工 5-8-1 自動火災報知設備設置 自動火災報知設備に関する据付について以下に示すほかは、第3編4-3-3 各種設備等の据付の規定による。 1. 自動火災報知設備の設置は、消防法、「消防法施行令第21条自動火災報知設備に関する基準」（令和4年9月改正 政令第305号）、「消防法施行規則 第23条（令和6年1月改正 総務省令第5号）自動火災報知設備の感知器等、第24条自動火災報知設備に関する基準の細目、第25条消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準」によるものとする。 第10章 共同溝附帯設備 第7節 共同溝監視制御設備設置工 10-7-7 ガス機器取付 (2) ガス検知器 ③ ガス燃焼機器の排気ガスに触れやすい場所	内容修正 内容修正

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対照表

旧	新	備考
第5編 通信設備編 第1章 総 則 第1節 適 用 1. 本章は、電気通信設備工事における、多重無線通信設備工、テレメータ設備工、放流警報設備工、移動体通信設備工、衛星通信設備工、ヘリコプタ映像伝送設備工、電話交換設備工、有線通信設備工、道路情報表示設備工、河川情報表示設備工、放流警報表示設備工、トンネル防災設備工、非常警報設備工、ラジオ再放送設備工、トンネル無線補助設備工、路側通信設備工、道路防災設備工、施設計測・監視制御設備工、通信鉄塔・反射板設備工、局舎設備工に使用する工種に適用する。	第5編 通信設備編 第1章 総 則 第1節 適 用 1. 本章は、電気通信設備工事における、多重無線通信設備工、衛星通信設備、移動体通信設備、テレメータ設備、放流警報設備、ヘリコプタ映像伝送設備工、電話交換設備工、有線通信設備工、道路情報表示設備工、河川情報表示設備工、放流警報表示設備工、トンネル防災設備工、非常警報設備工、ラジオ再放送設備工、トンネル無線補助設備工、路側通信設備工、道路防災設備工、施設計測・監視制御設備工、通信鉄塔・反射板設備工、局舎設備工に使用する工種に適用する。	本編と整合

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対照表

旧	新	備考
第2節 適用すべき諸基準 国土交通省 電気通信設備工事施工管理基準及び規格値（案）（令和5年3月） 経済産業省 電気設備に関する技術基準を定める省令（令和4年10月） 経済産業省 電気設備の技術基準の解釈（平成30年10月） 日本建築学会 各種合成構造設計指針・同解説（2010年11月） 第2章 多重無線通信設備 第2節 多重無線装置設置工 2-2-3 乾燥空気充填装置据付 1. 乾燥空気充填装置の据付は、以下によるものとする。 （5）装置設置後の試験は、乾燥空気を充填し10時間後圧力低下が10%以内であることを確認する。	第2節 適用すべき諸基準 北海道開発局 電気通信設備工事施工管理基準及び規格値（案）（令和6年5月） 経済産業省 電気設備に関する技術基準を定める省令（令和4年12月） 経済産業省 電気設備の技術基準の解釈（令和5年12月） 日本建築学会 各種合成構造設計指針・同解説（2023年8月） 第2章 多重無線通信設備 第2節 多重無線装置設置工 2-2-3 乾燥空気充填装置据付 1. 乾燥空気充填装置の据付は、以下によるものとする。 （5）装置設置後の試験は、乾燥空気を充填し10時間後圧力低下が10%以内であることを確認する。 ただし、明らかに乾燥空気の漏れが認められるときは、漏れている場所を特定し、気密が保持されるように処置を施さなければならない。	内容修正 対象措置を追加

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対照表

旧	新	備考
第3節 空中線装置設置工 2-3-1 空中線据付 3. 空中線の現場での組立がある場合は、製造者の組立要領に従い、正確に組立するものとする。 5. 給電線との接続は、気密漏れが生じないよう正確に取付けるものとする。 7. 給電線は、方向調整、風圧等により接続点に無理な力が加わらないよう、給電線の支持点を考慮する。 2-3-3 レドーム設置 1. レドームの空中線への取付けは、製造者の組立要領に従い、正確に組立するものとする。 第4章 移動体通信設備 第2節 移動体通信装置設置工 4-2-3 移動局装置据付 移動局装置の据付で、自動車等に車載型移動局装置を取付ける場合には、車両の運行状況、無線機の保守及び運用に、支障のない位置及び方法で取付けるものとする。	第3節 空中線装置設置工 2-3-1 空中線据付 3. 空中線の現場での組立がある場合は、製造者の組立要領に従い、正確に組み立てるものとする。 5. 導波管との接続は、気密漏れが生じないよう正確に取付けるものとする。 7. 導波管は、方向調整、風圧等により接続点に無理な力が加わらないよう、導波管の支持点を考慮する。 2-3-3 レドーム設置 1. レドームの空中線への取付けは、製造者の組立要領に従い、正確に組み立てるものとする。 第4章 移動体通信設備 第2節 移動体通信装置設置工 4-2-3 移動局装置据付 移動局装置の据付で、自動車等に車載型移動局装置を取付ける場合には、車両の運行状況、無線機の保守及び運用に、支障のない位置及び方法で取付けるものとする。	内容修正 内容修正

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対照表

旧	新	備考
転に、支障のない位置及び方法で取付けるものとする。 第3節 空中線設置工 4-3-1 空中線据付 3. 空中線の現場での組立がある場合は、製造者の組立要領に従い、正確に組立るものとする。 第8章 電話交換設備 第2節 自動電話交換装置設置工 8-2-1 自動電話交換装置据付（電子式） 3. 直流電源装置及び蓄電池の据付は、第4編第3章第4節直流電源設備設置工の規定による。 第3節 IP電話交換装置設置工 8-3-1 IP電話交換設備機器据付 1. 構内IP電話交換設備の機器類が相対する面相互間又は機器類と壁・柱との間隔は、工事保守上及び運用上支障	第3節 空中線設置工 4-3-1 空中線据付 3. 空中線の現場での組立がある場合は、製造者の組立要領に従い、正確に組み立てるものとする。 第8章 電話交換設備 第2節 自動電話交換装置設置工 8-2-1 自動電話交換装置据付（電子式） 第3節 IP電話交換装置設置工 8-3-1 IP電話交換設備機器据付 1. 構内IP電話交換設備の機器類が相対する面相互間または機器類と壁・柱との間隔は、保守上及び運用上支障のない間隔とする。	内容修正 別途記載 内容修正

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対照表

旧	新	備考
のない間隔とする。 3. 直流電源装置及び蓄電池の据付は、第4編第3章第4節 直流電源設備設置工の規定による。 4. 端末までのLAN配線については、第3編第4章第7節 通信配線工、第3編第4章第8節 光ケーブル敷設工の規定による。 第14章 非常警報設備 第2節 非常警報装置設置工 14-2-11 誘導表示板据付 誘導表示板の据付は、車道面または歩道面上1.5mの高さとし、トンネル坑内の壁面に、直接または取付金具を用いて取付けるものとする。 14-2-12 非常電話案内板据付 非常電話案内板の据付は、車道面または歩道面上1.5mの高さとし、トンネル坑内の壁面に、直接または取付金具を用いて取付けるものとする。	3. 端末までのLAN配線については、第3編第4章第7節 通信配線工、第3編第4章第8節 光ケーブル敷設工の規定による。 第14章 非常警報設備 第2節 非常警報装置設置工 14-2-11 誘導表示板据付 誘導表示板の据付は、原則として車道面または歩道面上1.5m程度の高さとし、トンネル坑内の壁面に、直接または取付金具を用いて取付けるものとする。 14-2-12 非常電話案内板据付 非常電話案内板の据付は、原則として車道面または歩道面上1.5m程度の高さとし、トンネル坑内の壁面に、直接または取付金具を用いて取付けるものとする。	別途記載 番号修正 内容修正 内容修正

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対照表

旧	新	備考
第20章 通信鉄塔・反射板設備 第1節 適用 1. 本章は、通信鉄塔・反射板設備工事における通信用鉄塔・反射板製作工、通信用鉄塔設置工、反射板設置工、鉄塔基礎工、反射板基礎工その他これらに類する工種に適用する。 第3節 通信用鉄塔設置工 20-3-1 通信用鉄塔架設 10. 空中線設備設置は、第5編第2章第3節空中線装置設置工の規定による。 第5節 鉄塔基礎工 鉄塔基礎工は、設計図書によるほか、「通信鉄塔設計要領」、「道路橋示方書・同解説」（日本道路協会、平成24年3月）によるものとする。	第20章 通信鉄塔・反射板設備 第1節 適用 1. 本章は、通信鉄塔・反射板設備工事における工場製作工、通信用鉄塔設置工、反射板設置工、鉄塔基礎工、反射板基礎工、その他これらに類する工種に適用する。 第3節 通信用鉄塔設置工 20-3-1 通信用鉄塔架設 第5節 鉄塔基礎工 鉄塔基礎工は、設計図書によるほか、「通信鉄塔設計要領」、「道路橋示方書・同解説」（日本道路協会、平成29年11月）によるものとする。	内容修正 別途記載 内容修正

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対照表

旧	新	備考
第6編 電子応用設備編 第1章 総 則 第2節 適用すべき諸基準 国土交通省 電気通信設備工事施工管理基準及び規格値（案） （令和4年3月） 経済産業省 電気設備に関する技術基準を定める省令（令和4年10月） 経済産業省 電気設備の技術基準の解釈（平成30年10月） 日本建築学会 各種合成構造設計指針・同解説（2010年11月）	第6編 電子応用設備編 第1章 総 則 第2節 適用すべき諸基準 北海道開発局 電気通信設備工事施工管理基準及び規格値 （案）（令和6年5月） 経済産業省 電気設備に関する技術基準を定める省令（令和4年12月） 経済産業省 電気設備の技術基準の解釈（令和5年12月） 日本建築学会 各種合成構造設計指針・同解説（2023年8月）	内容修正

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対照表

旧	新	備考
第2章 各種情報設備 第3節 IPネットワーク設備設置工 2-3-2 IPネットワーク装置調整 1. 装置ごとの試験及び調整項目に従って、技術者により単体調整を入念に行うものとし、試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。 2. 単体試験完了後、装置の性能が十分に得られるよう装置調整を行い、試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。 3. 装置の試験及び調整に先立ち、試験内容を記載した方案書を監督職員に提出し、確認を得たのちに装置の性能が十分に得られるよう実施するものとする。 4. 装置の総合調整完了後に現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。	第2章 各種情報設備 第3節 IPネットワーク設備設置工 2-3-2 IPネットワーク装置調整 1. 装置の調整・試験については、現地試験法案書を事前に提出し、確認を受けるものとする。 2. 装置の調整については調整項目に従って、技術者により単体調整を入念に行うものとし、単体試験完了後、装置の性能が十分に得られるよう総合調整を行うものとする。 3. 総合調整完了後に現地試験結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。	条文整理

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対照表

旧		新		備考
付 表		付 表		
日本産業規格 (JIS)		日本産業規格 (JIS)		
(5/7)		(5/7)		
JIS C 8201-5-1	低圧開閉装置及び制御装置－第 5-1 部：制御回路機器及び開閉素子－ 第 1 節：電気機械式制御回路機器	JIS C 8201-5-1	低圧開閉装置及び制御装置－第 5-1 部：制御回路機器及び開閉素子－電気機械式制御回路機器	内容修正
日本産業規格 (JIS)		日本産業規格 (JIS)		
(6/7)		(6/7)		
JIS C 8425	屋内配線用合成樹脂線び (樋)	JIS C 8425	屋内配線用合成樹脂線び (樋)	削除
JIS G 3459	配管用ステンレス鋼管	JIS G 3459	配管用ステンレス鋼鋼管	内容修正
JIS G 3469	ポリエチレン被覆鋼管	JIS G 3477	ポリエチレン被覆鋼管	内容修正